

## 論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第8条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

|          |                                                                                                                       |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○氏名      | 松枝 亜希子 (まつえだ あきこ)                                                                                                     |
| ○学位の種類   | 博士 (学術)                                                                                                               |
| ○授与番号    | 甲 第 1254 号                                                                                                            |
| ○授与年月日   | 2018 年 3 月 31 日                                                                                                       |
| ○学位授与の要件 | 本学学位規程第 18 条第 1 項<br>学位規則第 4 条第 1 項                                                                                   |
| ○学位論文の題名 | 大衆薬の社会的位置づけの変容に関する歴史的研究                                                                                               |
| ○審査委員    | (主査) 立岩 真也 (立命館大学大学院先端総合学術研究科教授)<br>美馬 達哉 (立命館大学大学院先端総合学術研究科教授)<br>竹中 悠美 (立命館大学大学院先端総合学術研究科教授)<br>黒田 浩一郎 (龍谷大学社会学部教授) |

### <論文の内容の要旨>

本論文は、戦後日本社会における薬の用いられ方の変遷を辿る。現在では規制のもとにある薬が、かつて広告され市販され消費されていたさまを記す。そして、それが一方では医師の処方をする薬となり、他方では「医薬品」として市場に渡され消費されていくようになる、その過程を明らかにする。

構成は以下。序章「薬剤の現代史」、第1章「大衆薬の隆盛とそれを支えた諸制度(1948-64年)」、第2章「市販向精神薬の隆盛と大衆薬規制の始まり(1955-72年)」、第3章「大衆薬の社会問題化と拡大する規制(1960-70年)」、第4章「保健薬批判(1961-71年)」、第5章「薬批判運動と薬効の再評価(1971-93年)」、終章「大衆薬の社会的位置づけの変容についての考察」。

第1章では、終戦の数年後から1960年代前半にかけての大衆薬の隆盛の様子を確認した。まず、グロンサンを含む肝臓薬ブームを検証した。次に、アンプル入りかぜ薬がこの時期の社会でいかなる位置づけであったのかを明らかにした。

第2章では、現在、処方薬であるトランクライザーが過去に市販されていた事例から、市販向精神薬の社会での位置づけと規制の変遷を検証した。市販トランクライザーは疲労回復や日々の不調の解消に効果がある薬剤として売り出されていたが、習慣性や慢性中毒による禁断症状などが社会問題となり、1961年、1972年と2度にわたる販売の規制がなされた。1961年の第1次規制は大衆薬規制の始まりであり、1972年に医師の下で管理される処方薬へと移行した。

第3章では、1960年代の大衆薬規制の変遷を検証した。大衆薬での薬禍が発生したことなどにより批判・要望が噴出し、それを受けた薬務行政が販売・製造・広告の規制を行うようになるその過程を明らかにした。

第4章では、高橋暁正らが展開した保健薬批判が、薬務行政による薬効の再評価という施策の実現を後押しした経緯を明らかにした。高橋らはアリナミンに「薬効がない」という批判を展開し、この批判は社会問題となった。薬批判の論点に、薬害・副作用以外に、「薬効がない」という新たな視点を加えたのである。また、当時、アリナミンなどの保健薬は、医療機関で現在よりも広範囲の疾病に、注射や錠剤の処方によって大量療法がなされていた。高橋らの「薬効がない」保健薬の規制を求める主張は、薬務行政による認可済み医薬品の再評価を後押しした。しかし、これの実施において、薬務行政には、増大し続けている医療保険財政の赤字を解消するために、保険医療から排除できるものを排除したいという意向があった。前者の批判を受けた後者も向かう方向には一致するところがあったのである。

第5章では、薬効の科学的証明を主軸に薬批判を展開した高橋らの運動を検証した。彼らが監視を続けた1974年の薬効の再評価結果において、アリナミンは、有効性が確認できないことを理由に、従来の適応症を大幅に制限され、医療での使用も減少していった。しかし、市販薬としてのアリナミンの販売は規制されなかった。服用者自身が費用を負担して、保健薬を服用することは、問題と見なさなかったのである。皮肉にも、高橋らが実現を後押しした薬効の再評価では、保健薬に医薬品という位置付けが与えられ、市場で広く消費され続けていくことに関わっているとも考えられることが示される。

#### <論文審査の結果の要旨>

本論文の価値はまず一つ、種々の「薬」が、それほどの過去ではない過去、今では信じがたいほど、大々的に広告され市販され消費されていた時期があったそのさまを、具体的に、詳細に、明らかにしていることにある。例えば、現在であれば精神科で処方されるような薬物の広告が、受験雑誌や婦人雑誌に掲載され、疲労やいらいらや眠気を取り払ったり軽減するのに役立つと広告・宣伝され、実際に使用された。筆者はそうした薬剤が鶏に卵を多く産ませるためにさえ用いられることがあったことを記している。学業や家事や職業や産卵にかくも素直に熱心であった時代があり、そのことを薬が助けることにさして疑問が感じられてはいないようであった時期があったこと、そのことを薬と薬を巡る言説・表象が示していることは、まずその社会とその歴史の描述としてあってよい。しかしそうした研究は——同時期深刻な問題となった薬害は、比べればまだいくらかは記憶にとどめられており、そして研究もあるが（そしてもっとあるべきだが）——意外にも少ない、というよりほぼない。短いあいだにかくも世界が変わったこと、すっかりそのことを人々が忘れていたりあるいは最初から知らないことを示し、そこから人が薬について、そしてその薬を取り巻く社会・時代についてなにかを考えることを促す契機となることは大きな

意義のあるものである。さらに子細にこうした記述がなされてよいと思われるのだが、そしてそのことは審査委員によっても述べられたのだが、今後を期待させるものとして本研究はなされ、本論文は書かれた。このことにおいてすでに本論文は博士論文としての価値を有するものと評価された。ただ、過去とそこからの変化を正確に示すためには、用語やその用法について、当時の表現を用いるなら正確にその用法を踏まえて使用するべきであり、また執筆者の用法で通すならそのことごとわりと実際に使われた用法との区別とが必要である。その部分について、十分な水準まで改稿がなされたことを審査委員会は確認した。

本論文の価値のもう一つは、その後起こったことについての記述・分析にある。まず、高橋暁正といった人たちの強い業界・政府批判がかつてあったことも、当時の人々のある部分がかろうじて記憶に留めているとしても、研究はなかった。人は薬との関わりからこれからも逃れられることはないのだから、この部分の記憶・知識を欠落させることもよくない。さらにこの論文が興味深いのは、高橋らの批判は、製薬会社や行政を敵に回した強い批判だったのだが、今からそれを振り返った時、少なくとも政府の意向とは合致するものであり、さらに製薬業界にとってもさほどわるい決着ではなかったかもしれないということである。つまり、医療機関の利害によって効果がさほど見込まれない薬が大量に使用され、それが医療保険から支払われることは、保険者、そして政府にとっても歓迎されないはずのことであり、自らに対する批判を（批判も）受けて、政府は制限を強くしたとも考えられる。とりよによって高橋らの批判を利用したと言えなくもない。そして、問題になったアリナミン等々は衰滅したわけではなく、効果の正確な証明を要しない領域に自らの位置を占め続けてもいる。しかしでは効果が明確に証明できない限りはすべて許可しないのがよいか。そうともならないとすると、別のあり方は可能であったのか、またこれからありうるのか。そうしたことを考えさせるものとしても本論文の価値は大きく、十分に博士論文の水準を超えていると審査委員会は判断した。

以上により、審査委員会は一致して、本論文は本研究科の博士学位論文審査基準を満たしており、博士学位を授与するに相応しいと判断した。

#### <試験または学力確認の結果の要旨>

本論文にかかわる口頭試問は2018年6月7日（火）10時より11時半まで、創思館302教室において審査員4名によっておこなわれ、公開審査として、公聴会が7月14日（土）、13時から14時まで創思館カンファレンスルームにおいて審査員4名と多数の聴衆の参加によっておこなわれた。

申請者は、本学学位規程第18条第1項該当者である。先端総合学術研究科は、査読付き学術雑誌掲載論文相当の公刊された論文を3本以上もつことを学位請求論文の受理条件としている。受理審査委員会の審査により、本論文はその条件を満たすことが確認された。本論文に示された方法や知見のオリジナリティ、論文記述の明晰さにかんがみて、本論文

は博士論文の水準に十分に達している。口頭試問と公聴会での報告および質疑に対する応答からも、博士学位にふさわしい学識を備えていることが確認された。以上より、本審査委員会は、本学位申請者に対し、本学学位規程第 18 条第 1 項により、「博士（学術 立命館大学）」の学位を授与することが適切と判断する。